

## 中国国際輸入博覧会（CIIE）への出展に係る業務委託に関する公募要領

### 第 1 総則

中国国際輸入博覧会（CIIE）への出展に係る業務の委託に関する公募の実施については、この要領に定めるものとします。

なお、本公募は、公益社団法人米穀安定供給確保支援機構（以下「米穀機構」といいます。）が農林水産省の農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業のうちコメ海外市場拡大戦略プロジェクト推進支援事業に応募し、当該事業の事業実施主体に選定された場合に行う業務に関するものであるため、応募結果により業務の実施の有無や業務内容の変更などがあり得ることにご留意願います。

### 第 2 趣旨

中国上海において開催される中国国際輸入博覧会（CIIE）に出展し、「戦略的輸出事業者」等の出展者やジャパンパビリオンを運営する日本貿易振興機構等と連携して日本産米及び米加工品の美味しさ、安全性など正しい情報を中国のバイヤーなど来場者に伝えるなどのプロモーションを行い、日本産米及び米加工品の良さについての認知の促進を通じて、輸出量や輸出額の増加を図ることを目的とします。

### 第 3 出展イベント名及び出展時期並びに出展場所等

- 1 出展イベント名：中国国際輸入博覧会（CIIE）
- 2 主催者：中国商務部、上海市人民政府
- 3 出展時期：令和 2 年 11 月 5 日（木）～11 月 10 日（火）
- 4 出展場所：中国国家会展中心

### 第 4 委託業務の内容

出展者や日本貿易振興機構等とも連携しつつ、次のような日本産米・米加工品についてのプロモーション等を行います。

- 1 日本産米料理等のデモンストレーションと試食  
日本産米の美味しさや良さを効果的に PR でき、かつ、集客効果の高いデモンストレーションとなるよう、有能なシェフを起用し、試食料理を考案するとともにデモンストレーションと試食を実施します。
- 2 PR 資材の作成、展示、配布  
以下の PR 資材等を制作し、会場にて配布・展示・放映します。
  - ① 日本産米の魅力（美味しさ、安全性など）を発信する内容を折り込んだ来場者への配布用パンフレット
  - ② 袋詰精米・パックご飯等の現物とそれを的確に説明するパネル
  - ③ 日本産米及び米加工品の素晴らしさを効果的に印象づけるビジュアルコンテンツ
- 3 事前教育を行ったマネキンスタッフによる PR  
マネキンスタッフに対して事前に試食料理の内容や PR 資材の内容、日本産

米及び米加工品の美味しさや良さ及び出展者の商品等について教育を行い理解を深めさせた上でブースに配置し、試食品の提供、パンフレット等の配布のみならず展示物等に関する来場者への説明や質問に対応させます。

#### 4 アンケートの実施

来場者の日本産米、米加工品の購買意欲やニーズなど、プロモーションの効果測定や課題の把握等に資するアンケートを作成しマネキンスタッフにより実施するとともに、日本産米・米加工品の出展者に対する効果測定や課題の把握等に資する調査表を作成し調査を実施します。また、アンケート等の集計、分析を行います。

#### 5 業務実施報告書の作成、提出

業務終了後、アンケート等の集計、分析結果を含む業務実施報告書を令和 3 年 1 月末までに作成し、米穀機構に提出してください。

### 第 5 応募資格

公募に応募できる者は、日本国内に所在し、次の 1 から 3 のすべてに該当する事業者とします。

- 1 最近 3 年間に中華人民共和国等において第 4 に示した委託業務の内容と同レベルの業務を実施した実績を有すること等本業務の実施に必要な能力を有していること
- 2 本業務に係る経理、その他の事務について、必要な管理・処理体制を有すること
- 3 法人の役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）でないこと

### 第 6 応募方法等

#### 1 応募書類の作成及び提出

応募者は次の書類の作成等を行い、必要部数を提出期限までに提出してください。

- (1) 第 4 に示した委託業務の実施体制
- (2) 第 4 に示した委託業務内容と同レベルの業務を実施した実績書
- (3) 第 4 に示した委託業務の提案書
- (4) 実施スケジュール
- (5) 経費見積書及び明細書
- (6) 事業者の定款及び役員名簿、事業報告書、財務諸表
- (7) 別記様式 1 号による指名停止等に関する申立書

#### 2 応募方法

提出期限、提出先及び提出書類等については以下のとおりです。

- (1) 提出期限  
令和 2 年 6 月 1 8 日（木曜日） 1 7 時必着
- (2) 提出先・問い合わせ先  
〒 1 0 3 - 0 0 0 1  
東京都中央区日本橋小伝馬町 1 5 - 1 5 食糧会館 9 F

米穀機構 安定供給支援事業部

(3) 提出書類及び部数

1の(1)から(7)の書類各5部を1つの封筒に入れ、「輸出拡大支援業務委託に係る事業者応募書類在中」と表に朱書きをして提出してください。

なお、提出書類は返却しません。機密保持には十分配慮します。

3 提出に当たっての留意事項

(1) 書類は、A4版にて印刷し、特別大きな図面等が必要な場合には、原則としてA3版にて提案書の中に折り込んでください。

(2) 応募書類の提出は、原則として郵送又は宅配便（バイク便も含む）とし、やむを得ない場合には、持参も可能としますが、FAX又は電子メールによる提出は受け付けません。

(3) 応募書類を郵送する場合は、簡易書留・配達記録等を利用し、配達されたことが証明できる方法によってください。また、余裕をもって投函するなど、提出期間内に必着するようにしてください。

(4) 提出期間内に到着しなかった応募種類は、いかなる理由があろうと無効になります。また、書類に不備等がある場合は、審査の対象となりませんので、本要領を熟読の上、注意して提出してください。

(5) 提出書類の差し替えは固くお断り致します。

(6) 必要に応じて、追加資料の提出を求めることがあります。

(7) 応募書類の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とします。

第7 委託候補者の選定

1 応募者から提出のあった本委託業務の提案書等応募書類について、米穀機構安定供給支援事業部で書類に不備等がないか事前確認を実施します。応募内容等について確認が必要な場合には、必要に応じ担当者から応募内容の問い合わせをすることがあります。

2 事前確認を経た本委託業務の提案書等応募書類について、米穀機構が設置する選定委員会において審査の上、委託候補の事業者を選定します。

選定委員会においては、応募書類等の内容について書類審査及び必要に応じてヒヤリング審査を行い、それらを踏まえて委託候補の事業者を選定します。

委員会は非公開で行われ、評価及び選定過程に関する問合せにはお答えできませんので、あらかじめご了承ください。

3 提案書等の評価に当たっては、以下の項目に従い、総合的に評価します。

(1) 委託事業者の適格性

① 実施体制（管理・経理処理体制）及び財政基盤の適格性

② 類似・関連事業の実績等

(2) 提案内容の妥当性

① 業務の目的、趣旨との整合性

② 業務内容の妥当性

③ 納期を含めた実施の確実性

(3) 価格

価格の適正さ

4 実施候補者決定の通知

評価の結果、委託候補者として決定した応募者に対して文書で通知するとともに、米穀機構のホームページにおいて公表します。

なお、選定の可否の理由についての問合せにはお答えできませんので、あらかじめご了承ください。

(別記様式 1 号)

契約に係る指名停止等に関する申立書

令和 2 年 月 日

公益社団法人米穀安定供給確保支援機構理事長 殿

所在地

商号又は名称

代表者の役職及び指名

印

当社は、貴殿の中国国際輸入博覧会への出展に係る業務委託に関する公募に応募するに当たって、当該業務委託契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から物品・役務契約に関する指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申し立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、意義は一切申し立てません。

(注 1) この申立書において農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分局並びに農林水産省技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。

ただし、北海道にあつては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局を含む。

(注 2) 「指名停止の措置等」には、指名停止措置のほか、公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であつて、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令を含む。

なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。